

令和8年9月

特定建築物所有者・管理者 各位

熊本市都市建設局都市政策部建築指導課建築審査室

令和8年熊本地震で被災した特定建築物等の定期調査・検査報告について
(お知らせ)

このたびの令和8年熊本地震により被災された方々には心からお見舞い申し上げます。

また、復旧・復興にご尽力されている皆様には心よりお礼を申し上げますとともに、安全に十分御留意のうえ、御活動されますことをお祈り申し上げます。

さて、建築物の安全性を確保するため、建築基準法第12条に基づき、特定の建築物の所有者又は管理者は、その建築物の状況については、3年毎に調査を、建築物に設置されている建築設備（排煙設備・非常用の照明装置）及び防火設備の状況については、毎年検査を行い、その結果を特定行政庁に報告しなければならないこととなっております。

今年度の報告期限は令和8年12月28日となっておりますが、このたびの地震による影響を考慮いたしました結果、建築物の被災の有無に関わらず、運用上、令和9年3月31日までの報告を可能といたします。

なお、令和9年3月31日までの報告が困難な場合には、熊本市もしくは（一財）熊本県建築住宅センターの定期報告担当へ御相談ください。

今後とも、定期報告制度の適正な運用につきまして、御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

お問い合わせ先

熊本市都市建設局都市政策部建築指導課建築審査室（☎096-328-2516）

（一財）熊本県建築住宅センター安全推進課（☎096-385-0771）